

河川法施行令第16条の4第1項第2号 船舶放置等禁止指定 公示

令和3年6月29日 官報(号外第145号)

東北地方整備局公示

北上川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の4第1項第2号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月29日

東北地方整備局長 梅野 修一

水系名	河川名	区間		河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
		上流端	下流端	
北上川水系	旧北上川	左岸 石巻市南境字新下金山44番地先 右岸 石巻市鹿又字山下東39番地先		船舶

河川法施行令第16条の4第1項第2号船舶等放置等禁止指定の区間 旧北上川河口から10km地点

